

藤枝市税条例の一部を改正する条例

藤枝市税条例（昭和 29 年藤枝市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 61 条の 2 中「2 分の 1」を「3 分の 1」に改める。

附則第 10 条の 2 第 12 項中「2 分の 1」を「3 分の 1」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤枝市税条例第 61 条の 2 の規定は、平成 30 年度分からの固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の藤枝市税条例附則第 10 条の 2 第 12 項の規定は、平成 29 年度分からの固定資産税について適用する。